

令和元年度決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）
を充てた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税および地方消費税が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障に必要な経費に充てるものとされています。

女川町における令和2年度に交付される社会保障財源化分の地方消費税交付金の用途については、以下のとおりです。

< 歳入 >

地方消費税交付金（社会保障財源分） 47,437千円

< 歳出 >

上記交付金が充てられた社会保障施策に要する経費 2,272,365千円

（内 訳）

（単位：千円）

区分	費 目	経費	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉費	385,546	95,948	0	110,082	5,787	173,729
	老人福祉費	134,546	710	0	3,430	4,222	126,184
	児童福祉費	363,413	98,884	0	21,736	7,874	234,919
社会保険	国民健康保険 特別会計繰出金	290,643	36,579	0	0	8,207	245,857
	後期高齢者医療 特別会計繰出金	26,915	18,188	0	0	285	8,442
	介護保険 特別会計繰出金	134,703	4,589	0	0	4,222	125,892
衛生健	保健衛生費	936,599	8,737	0	407,393	16,840	503,629
合 計		2,272,365	263,635	0	542,641	47,437	1,418,652

※地方消費税交付金（社会保障財源分）については、一般財源の比率により按分しています。